令和８年度インフルエンザ予防接種費用補助金実施要項

１．対　象　者　：　当組合の被保険者および被扶養者（接種日当日に当組合の資格がある方）

２．接 種 方 法　：　下記の①または②のいずれかを利用

①**【東振協契約医療機関を利用して接種する方法】**

・東振協専用の利用券を使用して予防接種が受けられる方法で、医療機関窓口で補助額控除後の精算になるため、当組合への補助金請求は不要です。（例　4,060 円－2,000 円＝2,060 円が受診者負担）

・東振協契約医療機関のインフルエンザ予防接種料金の上限額は４,０６０円（税込）です。但し、薬事承認済フルミスト点鼻液の料金については上限額がありません。

②**【当組合へインフルエンザ予防接種費用の補助金請求する方法】**

・インフルエンザ予防接種後、補助金請求書等を当組合あてに提出。

３．補　助　額　：　①東振協利用 ➡ １人につき**２,０００円**（上限）

②当組合へ補助金請求 ➡ １人につき**１,５００円**（上限）

※補助額については、令和８年度より上記金額に変更になりました。

※補助額の利用は、年度内１人１回限りです（2 回接種法によるときは２回で１回とみなします）。

※支払った額が上限額に満たない場合は、実費分のみの支払いになります。

４．補助対象期間　：　**令和８年１０月１日（木）～ 令和９年１月３１日（日）**

① 東振協契約医療機関を利用			
接種方法	**院内**予防接種 東振協の契約する医療機関で接種	**集合**予防接種 都内および近隣に設置された会場で接種	**出張**予防接種 事業所に医療スタッフを派遣して実施
申込受付開始日	令和８年９月～（令和８年９月１日にアップロード予定） 専用アドレス　https：//www.toshinkyo.or.jp/influenza.html		
対象期間	令和８年１０月～令和９年１月	令和８年１１月～１２月の原則土日祝日	令和８年１０月～令和９年１月
利用方法	■東振協ホームページの「インフルエンザ予防接種　健保組合共同事業のご案内」のところから、ご利用になりたい契約医療機関または会場を選択し、事前に電話で予防接種の予約をしてください。予約の際は「**東振協インフルエンザ予防接種**」利用である旨をお伝えください。		
	◆電話予約後、東振協ホームページの上記のご案内のところから必要事項を入力し、「利用券」を印刷してください。 または、当組合発行の機関誌「健康と生活９月号」に東振協専用の利用券を掲載しますので、切り取ってご利用できます。 ◆接種日当日「利用券」と、「マイナ保険証」または「資格確認書」を持参し受診。 ◆予防接種後、窓口にて当組合補助額を差し引いた費用を医療機関に支払います。	●電話予約後、東振協ホームページの申込情報入力のページに必要事項を入力し、「利用申込書」、「申込者名簿」を作成し医療機関へ郵送またはＦＡＸ。 ●予防接種後、当組合補助額を差し引いた費用を医療機関に支払います。 支払方法は事前に医療機関に確認してください。	
	※申し込み・予約方法等については東振協ホームページ、または当組合ホームページの東振協オンライン利用方法をご参照ください。		

②当組合へインフルエンザ予防接種費用の補助金請求

接種方法	①の東振協契約医療機関（利用券）を利用せず最寄りの医療機関にて接種
対象期間	令和８年９月１日（火）～ 令和９年１月３１日（日）
利用方法	○予防接種後、下記（１）～（４）を揃えて当組合あてに提出。 ◆任意継続者を除く加入員の請求は、事業所で取りまとめて提出（振込先は事業所）。 ◆任意継続者は個人で請求。 **（１）（事　業　所　用）インフルエンザ予防接種費用補助金請求書** **（２）（任意継続者用）インフルエンザ予防接種費用補助金請求書** **（３）（事　業　所　用）インフルエンザ予防接種者一覧表** **（４）「領収書・明細書（写し可）」** ※領収書・明細書には、**接種日・接種者名・医療機関名・予防接種料金・インフルエンザ予防接種である旨が全て記載されたもの**が必要です。
請求書提出期限	**令和９年３月１日（月）必着**

	作成ツールを利用して請求（事業所のみ）する方法		**補助金請求書を提出する方法**
提出方法	■当組合ホームページから「インフルエンザ補助金請求書作成ツール」をダウンロードし、必要事項を入力し保存。 ＊入力方法の詳細は、ホームページの申請書一覧 → 各種健診や各種補助金に関する書式・一覧表 → インフルエンザ予防接種費用補助金請求書 → 補助金請求書作成ツール入力方法をご参照ください。		●当組合ホームページから「インフルエンザ補助金請求書」を印刷し、必要事項を記入。 ＊請求書は左記のインフルエンザ予防接種費用補助金請求書の欄にあります。
	「健康管理部データ送信フォーム」から作成したデータを当組合あてに送信。 ＊送信フォームの詳細についてはホームページの「事業所担当者ページ」をご参照ください。	「磁気媒体」に作成したデータを記録し、当組合へ郵送。	「インフルエンザ補助金請求書」に「領収書・明細書」を添付し、当組合あてに郵送。 【事業所】 上記利用方法の （１）（３）（４）を提出 【任意継続被保険者および任意継続被扶養者】 （２）（４）を提出
	※「領収書・明細書」については、お手数ですが郵送していただきますようお願いいたします。 ※加入員データが入力されている磁気媒体（ターンアラウンド）をご希望される場合はご連絡ください。		

《注意事項》　◇国外でインフルエンザ予防接種を受けた方は、対象外となります。
◇接種当日に当組合の資格がある方に限りますので、接種日までに退職や扶養削除等により資格を喪失された場合は、補助金請求の対象外となりますのでご了承ください。

〈ご提出・お問い合わせ先〉　〒１０１-００３２　東京都千代田区岩本町１－１１－１１
東京金属事業健康保険組合　健康管理部　保健事業課
電話　０３－３８６６－２８６９（平日９時～１７時）
ホームページ URL　https://www.tokinkenpo.or.jp